

令和5年9月14日

区政施策調査に伴う議員の派遣について

地方自治法第100条第13項及び大田区議会会議規則第132条の規定に基づき、下記のとおり議員を派遣する。

記

大田区議会区政施策調査

1 派遣の目的

国外諸都市との連携強化による取引拡大及び優秀な外国人材の受け入れは、コロナ禍により大きな打撃を受けた区内産業の更なる発展と事業の着実な継承に大きく寄与する。本区との関係性が深いアジア諸都市において、主に産業・まちづくり・文化振興・防災の実情及び将来の展望を調査研究し、区政に反映させる。

2 派遣場所

ベトナム社会主義共和国 ホーチミン市、バリア・ブントウ省 ブントウ市・
フーミー市
台湾 高雄市、台南市

3 派遣期間

令和5年11月6日（月）から11月10日（金）まで

4 派遣議員

大森昭彦 議員 湯本良太郎 議員 中坪悦子 議員
北村やよい 議員 三沢清太郎 議員 伊藤つばさ 議員

5 その他

本議決後、一部変更又は中止の場合の決定は、議長に一任する。